# 中国帰国者等への地域生活支援プログラム実施要領

#### 1 趣旨

中国帰国者及び二世等(以下「中国帰国者等」という。)に対し、個々の実状とニーズを踏まえ、各区社会援護課(中央区及び若葉区においては社会援護第一課及び社会援護第二課。以下「社会援護課」という。)は「地域生活支援プログラム」(以下「プログラム」という。)を実施し、日本語学習の支援や生活支援等を行うことにより、中国帰国者等の社会的・経済的自立の助長を図ることとする。

# 2 事業の実施体制

(1)地域生活支援プログラム支援チーム(以下「支援チーム」という。)の設置 区ごとに社会援護課職員(保護班(中央区及び若葉区においては、社会援護第一 課又は社会援護第二課)の主査及び班員。以下「社会援護課職員」という。)と支 援・相談員で構成される支援チームを設置し、中国帰国者等のニーズの把握を行い つつ、支援を行う。

なお、必要に応じ、支援チームは、自立指導員、身元引受人、その他適当と認められる者に協力を求めることとする。

# (2) 社会援護課職員の役割

社会援護課職員は、支援チームの構成員として必要に応じて支援・相談員とともに中国帰国者等の家庭訪問等を行い、中国帰国者等が日常生活において抱えている問題を把握し、当該中国帰国者等に最も適した支援について助言や支援状況の把握を行う。

# (3) 支援・相談員の役割

#### ア職務

支援・相談員は、本実施要領4に規定する事項のうち支援・相談員が行うこととしている職務について、社会援護課と密接な連携を図りながら実施する。

- (ア) 単独又は必要に応じて社会援護課職員とともに中国帰国者等の家庭訪問等を 行い、中国帰国者等の生活状況や希望する支援内容を把握し、報告する。
- (イ) 社会援護課職員と協力し中国帰国者等が日常生活において抱えている問題を 踏まえ、当該中国帰国者等に最も適した支援について助言する。
- (ウ) プログラムの実施に関して、社会援護課に意見を述べることができ、社会援 護課は支援・相談員の意見を尊重する。
- (エ) 本事業の実施にあたっては、ハローワーク等各種関係機関と連携を図る。

#### イ 研修の受講

支援・相談員は、中国帰国者等の相談・指導方法及びプログラムに係る事業や 当該地域における中国帰国者等の状況など、職務を遂行するために必要な知識等 を得るために、積極的に研修を受講するものとする。また、支援給付等制度に係 る必要な知識等を得ることに努めるものとする。

#### ウ 秘密保持義務

支援・相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

# (4) 自立支援通訳の役割

自立支援通訳は、プログラムの実施に際し、中国帰国者等と関係機関等との面談や手続きにおいて通訳が必要と判断される場合に派遣され、支援の円滑な実施を図る。

#### (5) 保護課の役割

保護課は、社会援護課と連携を図り、市内における支援実施状況の把握を行い、支援の円滑な実施につき協力をするとともに、個別支援メニューの充実に努める。

# 3 支援対象者

支援対象者は、原則として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「法」とい う。)第2条第1項に規定する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平 成6年厚生労働省令第63号)第10条に規定する親族等で、法第2条第3項に規 定する目的により永住帰国した者とする。

# 4 支援の手順

中国帰国者等に対する支援は、支援チームが中心となり、当該中国帰国者等の生活状況等を把握の上、本人の希望に沿って、以下の要領で行うものとする。

なお、新規永住帰国や転居により千葉市内に定着又は居住した中国帰国者等のうち 支援対象者に該当する者については、支援・相談員が、定着後速やかに当該中国帰国 者等に対して支援メニューの利用について助言を行うものとする。

# (1) 支援対象者の把握

ア 社会援護課は、プログラムによる支援を希望する中国帰国者等から「地域生活 支援プログラム利用のための事前調査票(様式第1号)」(以下「事前調査票」 という。)の提出を受ける。

なお、事前調査票の提出がない中国帰国者等についても、できる限り利用の意 向の確認を行う。

- イ プログラムによる支援を希望する中国帰国者等から電話等による申し出を受けた社会援護課職員又は支援・相談員は、申出者が支援対象者であることを国から送付のあった「対象者名簿等」で確認した上で、希望する支援内容等を聴取し、「地域生活支援プログラム利用者個票(様式第2号)」(以下「利用者個票」という。)を作成する。
- ウ 中国帰国者等の希望する支援内容が別表「個別支援メニュー一覧」のうち、メニュー2の訪中支援のみであって、プログラムによる他の支援を行う必要がないと判断される場合は、「地域生活支援プログラムの「訪中支援」申請書(様式第3号)」(以下「訪中申請書」という。)を提出させ、生活保護の決定行為を行う。

この場合、必要があれば、自立支援通訳の派遣の要請をすることができる。

# (2) 支援対象者への家庭訪問等の実施

ア 社会援護課職員及び支援・相談員は、日程調整後、当該中国帰国者等に対する

家庭訪問等を実施する。

- イ 家庭訪問等では、次の業務を実施する。
  - (ア) プログラム及び個別支援メニュー(別表)の内容についての説明
  - (イ) 当該中国帰国者等の個別のニーズの把握及び個別支援メニュー選択の支援
  - (ウ) 日本語教室等の支援機関の選定及び申込手続き等の支援
  - (エ)活動支援費等の支給対象となるメニューを選択する場合は、日本語教室等 までの交通経路、交通費、教材費の確認
  - (オ) 「個別支援メニュー一覧」のメニュー5就労支援、メニュー6その他、中国 帰国者のニーズに応じた事業の案内等の支援
  - (カ) その他、メニュー実施にあたって必要な支援や日常生活の相談

# (3) 支援内容の確認、申請等

- ア 社会援護課職員及び支援・相談員は、家庭訪問等の結果を「地域生活支援プログラム個人支援内容確認書(様式第4号)」(以下「確認書」という。)に記入する。
- イ 社会援護課職員及び支援・相談員は、別表「個別支援メニュー一覧」のメニュー4 就労に役立つ日本語等の資格取得支援についての希望があった場合、教育訓練講座の受講開始前に「就労に役立つ日本語等の資格取得のための教育訓練給付金受講対象講座指定申請書 兼 指定通知書(様式第5号)」(以下「指定申請書 兼 指定通知書」という。)を提出させ、受講に係る交通費についても確認の上、上記アの様式第4号に記入する。

# (4)活動支援費等の決定

- ア 社会援護課は、上記(3)アの「確認書」の記載内容を確認し、活動支援費等の支給対象となる場合(別表「個別支援メニュー一覧」のメニュー1、3、4)は、支給内容を決定する。
- イ 社会援護課は、上記(3)イの「指定申請書 兼 指定通知書」を受理した場合、受給要件の審査を行い対象講座の指定の可否を決定し、当該中国帰国者等に通知する。

# (5)活動支援費等の支給申請・支払等

ア 活動支援費等の支給申請は、原則として1か月単位ごとに行うものとする。

(ア) 別表「個別支援メニュー一覧」の支援メニュー1、3、4については、「地域生活支援プログラム参加による参加者活動支援費(交通費)・教材費等支給申請書兼出席(参加)証明書(様式第6号)」により、社会援護課宛て翌月の10日までに申請する。

この場合、出席(参加)した各種機関から出席(参加)証明を受け、領収書(交通費の場合は不要)を添付するものとする。

社会援護課長は、様式第6号の内容を審査・決定し、様式第7号により申請 者宛て通知する。

(イ) 別表「個別支援メニュー一覧」の支援メニュー4就労に役立つ日本語等の 資格取得支援の支給申請は、「就労に役立つ日本語等の資格取得支援の教育 訓練給付金支給申請書 兼 支給決定書(様式第8号)」(以下「支給申請書 兼 支給決定書」という。)に別に定める書類を添付して行う。

申請時期は、支援給付等の受給者については毎月の受講料等を支払った翌月の10日までに、また、非支援給付等の受給者については受講終了後又は受験した日の翌日から1か月以内に社会援護課宛て申請するものとする。

社会援護課長は、様式第8号の内容を審査・決定し、同様式により申請者宛 て通知する。

イ 活動支援費等は、支給決定後、口座振替により支払うものとする。

# (6) 支援中の家庭訪問等

社会援護課職員及び支援・相談員は、定期的に当該中国帰国者等の家庭訪問等を 行い、支援内容についての意向等を聞くものとする。

# 5 その他留意事項

事業の実施にあたっては、中国帰国者等のプライバシーの保護に特に配慮する。

附則

- この要領は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年12月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年10月1日から施行する。

# (別表)個別支援メニュー一覧

番	(別表)個別文援/		<b>牡色</b> 耂
号	メニュー	概 要 	対象者
1	日本語等各種の 学習への支援又 は交流事業等へ の支援	自立研修センター等で行われている日本語 学習 等各種講座、交流事業及び生活相談の紹介とあっせ んを行い、通所(学)に必要な交通費及び教材費の 支給を行う。 また、中国帰国者等のうち一世については、中国 帰国者支援・交流センターで行われている「友愛電 話」、「友愛訪問」の紹介とあっせんを行う。 (上限)交通費 年 100,000円以内 教材費等 年 10,000円以内	国者と同行し帰国し
2	訪中支援	親族訪問等のため1~2か月程度の間、中国等に 渡航する場合については、その渡航期間中は生活 扶助費を継続支給するとともに、渡航費用等は収 入として認定しない取り扱いとする。	
3	自学自習者に 対する教材等の 紹介	個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスを行い、学習に必要な教材費の支給を行う。 (上限)教材費等 年 10,000円以内	中国帰国者、中国帰 国者と同行し帰国し た家族(生活保護受 給者のみ)
4	就 労 に 役 立 つ 日本語等の資格 取得支援	就労に役立つ日本語等の資格取得のため、各種学校法人等を紹介し、学費等及び資格取得のための受験料を支給する。 (上限) 受講料 入学金 教材費 年 200,000円以内受験料 年 10,000円以内年 10,000円以内	中国帰国者等 *交通費: 中国帰国者、中国帰 国者と同行し帰国し た家族(生活保護受 給者のみ)
5	就労支援	シルバー人材センター等で提供される仕事に理解と熱意を有し、地域社会への参加意欲のある者に対し、シルバー人材センター等への案内を行う。 「被保護者就労促進事業」の活用等による就労支援を行う。	生活保護又は支援給 付を受給している中 国帰国者等 生活保護を受給して いる中国帰国者等
		「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用等 による就労支援を行う。	生活保護を受給して いない中国帰国者 等。
6	その他、中国帰 国者のニーズに 応じた事業	中国帰国者のニーズに応じた事業(中国残留邦人等同士の交流事業)への参加を案内する。	中国帰国者

※中国帰国者:中国残留邦人等(樺太残留邦人を含む)・配偶者